

# 令和8年度エコパーク21水質分析等検査業務仕様書

本仕様書は、エコパーク21で必要とする水質、臭気等測定分析業務を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 業 務 名 令和8年度エコパーク21水質分析等検査業務
2. 業 務 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
3. 業 務 内 容 別添1から3に示す検体を分析し報告を行う。
4. 検 査 日 時 各検査日は、発注者と受注者が協議の上、決定する。  
測定項目等については、生駒市（以下、「本市」という。）に確認すること。
5. 試験採取・運搬 試験採取・運搬は受注者が行う。
6. 契約書等の提出  
受注者は、契約書に(1)から(3)の書類を添付し、その1部を提出すること。  
また、(4)はWord又はExcelで作成した書類とその電子データを提出すること。
  - (1) 着手届
  - (2) 主任技術者選任届
  - (3) 主任技術者経歴書
  - (4) 測定分析マニュアル
  - (5) 本市指定書式の内訳書（本市が求めたときのみ）
7. 結 果 報 告
  - (1) 受注者は、それぞれ1回の分析検査業務が完了したときは、速やかに検査結果報告書（計量証明書を含む）を2部提出するものとする。（押印済み又はそれと同等のものであれば電子データのみ提出でも可。）ただし、受注者は、分析結果の速報を発注者が指定する連絡先及び連絡方法で必ず行うものとする。また、各結果報告には、試験結果の数値とともに、その結果についてのコメントを記載することとする。
  - (2) 測定項目毎に年間一覧表を作成し、全ての測定結果がそろった際に年間報告書として提出すること。
  - (3) 報告書の作成にあたっては、Word又はExcelで作成し、本市が任意に求める時にデータを提出すること。なお、バックデータ等の資料をデータで求める場合はPDF及びWord（又はExcel）とする。
  - (4) 報告書に記載する項目等の順番及び体裁については、過去の報告書と同様とする。
  - (5) 作成したデータを本市が求める場合に提出すること。
8. 提 出 物
  - (1) 測定分析マニュアル
  - (2) 検査結果報告書
  - (3) 検査結果の年間報告書
  - (4) 測定に関する全チャート（本市が求めたときのみ）
9. そ の 他
  - (1) 現場作業について、エコパーク21敷地内では施設の設備維持管理に支障の無いよう作業を

行うものとし、本市の承諾を得ない限り設備機器等については操作を行わないこと。エコパーク21外では、住民等に迷惑のかからないよう作業を行うものとする。

- (2) 試料採取後の清掃、後片付け等は、受注者にて責任を持って行うものとする。
- (3) 業務履行前には、本市職員と十分打ち合わせの上、着手するものとする。
- (4) 法改正等により分析方法が変更となる場合は、本市に連絡のうえ、最新の方法で分析を行うものとする。
- (5) 業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 分析の結果が、本施設の性能設定値及び関係法令基準値を超える数値となったときは、至急その結果を連絡し、本市と協議の上、必要に応じて再検査を行うこと。
- (7) エコパーク21の操業状況等により、年間の測定回数が増減する場合がある。その場合、協議の上、変更契約に応じるものとする。
- (8) 受注者は、計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく計量証明の事業（濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）の登録を有するものとする。
- (9) 受注者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（MLAP）が認定している特定計量証明事業者として登録を有するものとする。
- (10) 受注者は、過去3年以上の同種業務の実績を有する者を主任技術者として配置し、発注者に届け出ること。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項については、両者協議の上、定めるものとする。

## 別添 1

分析項目及びサンプリングの場所並びに測定回数等

項 目	場 所	1 回当 検体数	測定 回数	合計 検体数	備 考	
水 質 分 析	2次処理水 一般項目分析	汚泥濃縮槽越流水	1	12	12	※1
	2次処理水 重金属等分析	汚泥濃縮槽越流水	1	1	1	
搬入物分析	し尿	受入室	1	2	2	※1
	浄化槽汚泥	受入室	1	2	2	
	合併浄化	受入室	1	2	2	
	その他汚水	受入室	1	2	2	
	生ごみ	生ごみ移送コバヤ	1	2	2	
溶出試験	脱水汚泥	脱水汚泥ホッパ	1	1	1	※1
	コンポスト	製品搬出口	1	1	1	
含有量試験 (コンポスト)	製品搬出口	1	12	12		
悪臭測定	活性炭脱臭装置出口		1	4	4	※1 ※2
	敷地境界臭気NO. 1		1	4	4	※3 ※4
	敷地境界臭気NO. 2		1	4	4	
	北田原イモ山地区		1	4	4	
	白庭台住宅		1	4	4	
騒音・振動測定	敷地境界及び処理場周 辺	4	1	4	※1 ※5	
ダイオキシン類	2次処理水		1	1	1	※1
	コンポスト		1	1	1	
	脱水汚泥		1	1	1	

※1 各々の項目のサンプリング日程については、後日協議し定めるものとする。

※2 悪臭測定、騒音・振動測定の敷地境界における測定場所は測定時に指定。

※3 悪臭測定時の排出ガス量、吐出流速、排ガス温度については、臭突出口において1パターン（本市が指示）の測定を行う。また、そのときの外気温測定もその都度行う。

※4 活性炭脱臭装置出口と敷地境界臭気（風上・風下）の計3ヶ所は同時に測定する。また、北田原イモ山地区と白庭台住宅の2ヶ所についても同時に測定することとする。ただし、敷地境界臭気として敷地境界の北西角を測定しなかった場合は、北西角を北田原イモ山地区のかわりに測定する。

※5 各回1時間に1回測定、24時間測定を4地点において、基本的に同時刻に行う。人員は各地点に1名を配置することとする。

## 別添2

## 各測定項目

水質分析	分析項目
(一般項目分析) 2次処理水分析	温度、アンモニア性窒素、pH、BOD、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、沃素消費量、窒素含有量、リン含有量、塩化物イオン
(重金属分析) 2次処理水分析	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふつ素化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物

搬入物分析	分析項目
し尿 浄化槽汚泥 合併浄化 その他汚水	臭気、pH、浮遊物質(SS)、BOD、COD、全窒素、アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)、亜硝酸性窒素(NO <sub>2</sub> -N)、硝酸性窒素(NO <sub>3</sub> -N)、有機体窒素(Org-N)、塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )、大腸菌群数、全リン、蒸発残留物(MLSS)、n-ヘキサン抽出物質(鉱物油類、動植物油脂類)

搬入物分析	分析項目
生ごみ	含水率、pH、TS、VTS、T-CODcr、BOD、TOC、T-N、NH <sub>4</sub> -N、アルカリ度、T-P、有機酸、n-ヘキサン抽出物質、元素分析(C, H, O, N, P, S)、化学組織(炭水化物、タンパク質、脂肪)

溶出試験	分析項目
脱水汚泥 (肥料登録に係る 重金属分析)	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルチウラムジスルフィド[以下「チウラム」という。]、2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン[以下「シマジン」という。]、s-4-クロロベンジル=N、N-ジエチルチオカルバマート[以下「チオベンカルブ」という。]、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン
コンポスト	亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、有機体窒素、リン酸

含有量試験	分析項目
コンポスト	pH、含水率、窒素全量、リン酸全量、カリ全量、銅全量、亜鉛全量、石灰全量、炭素窒素比、ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛、ク溶性りん酸、腐植含有量

別添3

悪臭測定	分析項目
敷地境界等 5ヶ所	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、臭気濃度、臭気指数、(臭突の排出ガス量、吐出流速、排ガス温度、外気温測定を含む)

騒音・振動測定	分析項目
敷地境界及び 処理場周辺	施設敷地境界騒音：昭和43年11月27日付四省共同告示第1号「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」備考3及び4 環境騒音：「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅢ 地域評価編（一般地域）」（平成11年7月環境庁）及び「騒音レベル測定方法（JIS-Z8731）」に準拠 施設敷地境界振動：昭和51年環境庁告示第90号「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」第1条備考4，5及び6 環境振動：「振動レベル測定方法（JIS-Z8735）」に準拠

敷地境界における騒音振動測定については、エコパーク21から発生する騒音振動以外の騒音振動はカットしデータを採取すること。それに加え、4地点において同時刻に、24時間に1回エコパーク21の稼働を止めた状態での騒音（暗騒音）を測定し、その結果を基に暗騒音を測定した時間帯のエコパーク21以外の騒音が無い場合を計算する。もし基準値を超える値を計測した時間帯があった場合は他の時間帯であってもこの暗騒音の結果を用いて参考資料として補正を行うものとする。

また、各測定地点の主な音源・振動、周辺状況等についても詳細に記載すること。

(暗騒音による補正は現行の公定法 JIS-Z8731 (1999) の摘要外であるが本市の資料として測定を行う。)

ダイオキシン類測定	分析項目
2次処理水	ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類及びコプラナーPCB
コンポスト	ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類及びコプラナーPCB
脱水汚泥	ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類及びコプラナーPCB

## 水質分析

	分析項目	数量	分析方法	単位	定量下限値	備考
2次処理水 一般項目	温度	12	JIS K 0102 7.2	℃	—	
	アンモニア性窒素	12	JIS K 0102 42	mg/L	0.01	
	水素イオン濃度	12	JIS K 0102 12.1	—	—	
	生物学的酸素要求量	12	JIS K 0102 21及び32	mg/L	0.5	
	浮遊物質	12	環境庁告示第59号付表9	mg/L	1	
	ノルマルヘキサン抽出物質					
	鉱物油類	12	環境庁告示第64号付表4及び	mg/L	1	
	動植物油脂類	12	JIS K 0102 付属書(参考)補足 I	mg/L	1	
	沃素消費量	12	昭和37年 厚生省・建設省令第1号別表第2	mg/L	5	
	窒素含有量	12	JIS K 0102 45	mg/L	0.03	
	リン含有量	12	JIS K 0102 46.3	mg/L	0.003	
	塩化物イオン	12	JIS K 0102 35	mg/L	0.1	
2次処理水 重金属	カドミウム及びその化合物	1	JIS K 0102 55	mg/L	0.01	
	シアン化合物	1	JIS K 0102 38	mg/L	0.1	
	有機磷化合物	1	環境庁告示第64号付表1	mg/L	0.1	
	鉛及びその化合物	1	JIS K 0102 54	mg/L	0.01	
	六価クロム化合物	1	JIS K 0102 65.2	mg/L	0.05	
	砒素及びその化合物	1	JIS K 0102 61	mg/L	0.01	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1	環境庁告示第59号付表2	mg/L	0.0005	
	アルキル水銀化合物	1	環境庁告示第59号付表3	mg/L	0.0005	
	ホル塩化ビフェニル	1	環境庁告示第59号付表4	mg/L	0.0005	
	トリクロロエチレン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.03	
	テトラクロロエチレン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.01	
	ジクロロメタン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.02	
	四塩化炭素	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.3	
	1,1,2-トリクロロエタン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.002	
	チウラム	1	昭和46年 環境庁告示第59号付表5	mg/L	0.006	
	シマジン	1	昭和46年 環境庁告示第59号付表6	mg/L	0.003	
	チオベンカルブ	1	昭和46年 環境庁告示第59号付表6	mg/L	0.02	
	ベンゼン	1	JIS K 0125 5	mg/L	0.01	
	セレン及びその化合物	1	JIS K 0102 67	mg/L	0.01	
	ほう素及びその化合物	1	JIS K 0102 47	mg/L	0.1	
	ふっ素及びその化合物	1	JIS K 0102 34	mg/L	0.1	
	1,4-ジオキサン	1	昭和46年 環境庁告示第59号付表8	mg/L	0.05	
	フェノール類	1	JIS K 0102 28.1	mg/L	0.5	
	銅及びその化合物	1	JIS K 0102 52	mg/L	0.05	
	亜鉛及びその化合物	1	JIS K 0102 53	mg/L	0.05	
	鉄及びその化合物(溶解性)	1	JIS K 0102 57	mg/L	0.05	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	1	JIS K 0102 56	mg/L	0.05	
	クロム及びその化合物	1	JIS K 0102 65.1	mg/L	0.05	

## 搬入物分析

分析項目		数量	分析方法	単位	定量下限値	備考
し尿・浄化槽汚泥・合併浄化・その他汚水	臭気	8	JIS K 0102 10.1	—	—	
	pH	8	JIS K 0102 12.1	—	—	
	BOD	8	JIS K 0102 21及び32	mg/L	0.5	
	COD	8	JIS K 0102 17	mg/L	0.5	
	浮遊物質	8	昭和46年環境庁告示第59号付表9	mg/L	1	
	全窒素	8	JIS K 0102 45	mg/L	0.03	
	アンモニア性窒素	8	JIS K 0102 42	mg/L	0.01	
	亜硝酸性窒素	8	JIS K 0102 43.1	mg/L	0.1	
	硝酸性窒素	8	JIS K 0102 43.2	mg/L	0.1	
	有機体窒素	8	JIS K 0102 44	mg/L	0.1	
	塩化物イオン	8	JIS K 0102 35	mg/L	0.1	
	大腸菌群数	8	昭和37年 厚生省・建設省令第1号別表第1	個/mL	0	
	全リン	8	JIS K 0102 46.3	mg/L	0.003	
	蒸発残留物(MLSS)	8	JIS K 0102 14.2	mg/L	1	
	n-ヘキサン抽出物質		昭和49年環境庁告示第64号付表4			
鉱物油類	8	及びJIS K 0102 付属書(参考)補足	mg/L	1		
動植物油脂類	8	I.1(鉱物油類)、I.2(動植物油脂類)	mg/L	1		
生ゴミ	含水率	2	下水試験法	%	0.1	
	pH	2	JIS K 0102 12.1	—	—	湿ベース
	TS	2	JIS K 0102 14.2	%	0.1	
	TVS(VTS)	2	下水試験法	%	0.1	乾ベース 注1
	T-COD <sub>cr</sub>	2	下水試験法	%	0.1	
	BOD	2	JIS K 0102 21及び32	%	0.1	
	TOC	2	TOC計にて測定	%	0.1	
	T-N	2	JIS K 0102 45	%	0.01	湿ベース
	NH <sub>4</sub> -N	2	下水試験法	%	0.01	
	アルカリ度	2	下水試験法	%	0.01	
	T-P	2	JIS K 0102 46.3	%	0.01	
	有機酸	2	ガスクロマトグラフィー	%	0.01	湿ベース 注2
	n-ヘキサン抽出分	2	環告第64号付表4	%	—	湿ベース 注3
	注4	C	元素分析法	%	0.1	無水可燃分ベース 注1
	H	2		%	0.1	
O	2	%		0.1		
N	2	%		0.1		
P	2	%		0.01		
S	2	%		0.01		
炭水化物	2	衛生試験方法(アンスロン硫酸法)	%	0.01	湿ベース	
タンパク質	2	衛生試験方法(Lowry法/Org-N法)	%	0.1		
脂肪	2	衛生試験方法(抽出・重量法)	%	0.1	湿ベース 注3	

注1 均一試料の作成後、乾燥、粉砕したものを分析用試料とする。

注2 有機酸は酢酸、プロピオン酸、イソ酪酸、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸の合計値により求める。

注3 均一試料の作成後、脱水したものを分析用試料として抽出を行う。

注4 その他、注1および注2によって前処理法が指定されていない項目については、均一試料の作成後 粉砕し重量体積比20%になるように水を加え1時間振とうした後の水部分を分析用試料とする。

## 脱水汚泥溶出試験

分析項目	数量	分析方法	単位	定量下限値	備考
脱水汚泥	アルキル水銀化合物	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表3	mg/L	0.0005	
	水銀又はその化合物	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表2	mg/L	0.0005	
	カドミウムまたはその化合物	1 JIS K 0102 55	mg/L	0.01	
	鉛又はその化合物	1 JIS K 0102 54	mg/L	0.01	
	有機リン化合物	1 昭和49年 環境庁告示第64号付表1	mg/L	0.1	
	六価クロム化合物	1 JIS K 0102 65.2	mg/L	0.02	
	砒素又はその化合物	1 JIS K 0102 61	mg/L	0.005	
	シアン化合物	1 JIS K 0102 38	mg/L	0.1	
	PCB	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表4	mg/L	0.001	
	トリクロロエチレン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.01	
	テトラクロロエチレン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.01	
	ジクロロメタン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.02	
	四塩化炭素	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.002	
	1・2-ジクロロエタン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.004	
	1・1-ジクロロエチレン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.02	
	シス-1・2-ジクロロエチレン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.04	
	1・1・1-トリクロロエタン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.01	
	1・1・2-トリクロロエタン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.006	
	1・3-ジクロロプロペン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.002	
	チウラム	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表5	mg/L	0.006	
	シマジン	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表6	mg/L	0.003	
	チオベンカルブ	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表6	mg/L	0.02	
	ベンゼン	1 JIS K 0125 5	mg/L	0.01	
	セレン又はその化合物	1 JIS K 0102 67	mg/L	0.01	
1・4-ジオキサン	1 昭和46年 環境庁告示第59号付表8	mg/L	0.05		

注1 検液の作成は環告第13号号産廃物に含まれる金属等の検定方法第1の(ハ)に従うものとする。

## コンポスト含有量試験

分析項目		数量	分析方法	単位	定量下限値	備考
コン ポ ス ト	pH	12	肥料分析法 3.3.1	—	—	
	含水率	12	肥料分析法 3.1.1	%	0.1	
	窒素	12	肥料分析法 4.1.1	%	0.0001	
	リン酸	12	肥料分析法 4.2	%	0.0001	
	カリ	12	肥料分析法 4.3	%	0.0001	
	銅	12	肥料分析法 5.18	%	0.0001	
	亜鉛	12	肥料分析法 5.1	%	0.0001	
	石灰	12	肥料分析法 4.5	%	0.0001	
	炭素窒素比	12	肥料分析法 7.1 及び 4.1.1	—	—	
	砒素	12	肥料分析法 5.24	%	0.0001	
	カドミウム	12	肥料分析法 5.6	%	0.00001	
	水銀	12	肥料分析法 5.12	%	0.000002	
	ニッケル	12	肥料分析法 5.21	%	0.0001	
	クロム	12	肥料分析法 5.8	%	0.0001	
	鉛	12	肥料分析法 5.19	%	0.0001	
	ク溶性リン酸	12	肥料分析法 4.2	%	0.0001	
	腐植含有量	12	肥料分析法 5.25	%	0.1	

## コンポスト溶出試験

分析項目		数量	分析方法	単位	定量下限値	備考
コン ポ ス ト	アンモニア性窒素	1	JIS K 0102 42	mg/L	0.01	
	亜硝酸性窒素	1	JIS K 0102 43.1	mg/L	0.5	
	硝酸性窒素	1	JIS K 0102 43.2	mg/L	0.5	
	有機体窒素	1	JIS K 0102 44	mg/L	0.01	
	リン酸	1	JIS K 0102 46.1	mg/L	0.003	

注1 検液の作成は環告第13号産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法第1の(イ)に従うものとする。

## 悪臭測定

分析項目		数量	分析方法	単位	定量下限値	備考
悪臭測定	アンモニア	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第1	ppm	0.1	
	メチルメルカプタン	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第2	ppm	0.0002	
	硫化水素	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第2	ppm	0.002	
	硫化メチル	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第2	ppm	0.001	
	二硫化メチル	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第2	ppm	0.0009	
	トリメチルアミン	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第3	ppm	0.0005	
	アセトアルデヒド	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第4	ppm	0.005	
	スチレン	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第7	ppm	0.04	
	プロピオン酸	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第8	ppm	0.003	
	ノルマル酪酸	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第8	ppm	0.0001	
	ノルマル吉草酸	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第8	ppm	0.00009	
	イソ吉草酸	20	昭和47年 環境庁告示第9号 別表第8	ppm	0.0001	
	臭気指数・臭気指数	20	平成7年 環境庁告示第63号	—	10	

## ダイオキシン類

各試料の精度管理による定量下限値は、下記示す「試料における定量下限値」を満足することとする。

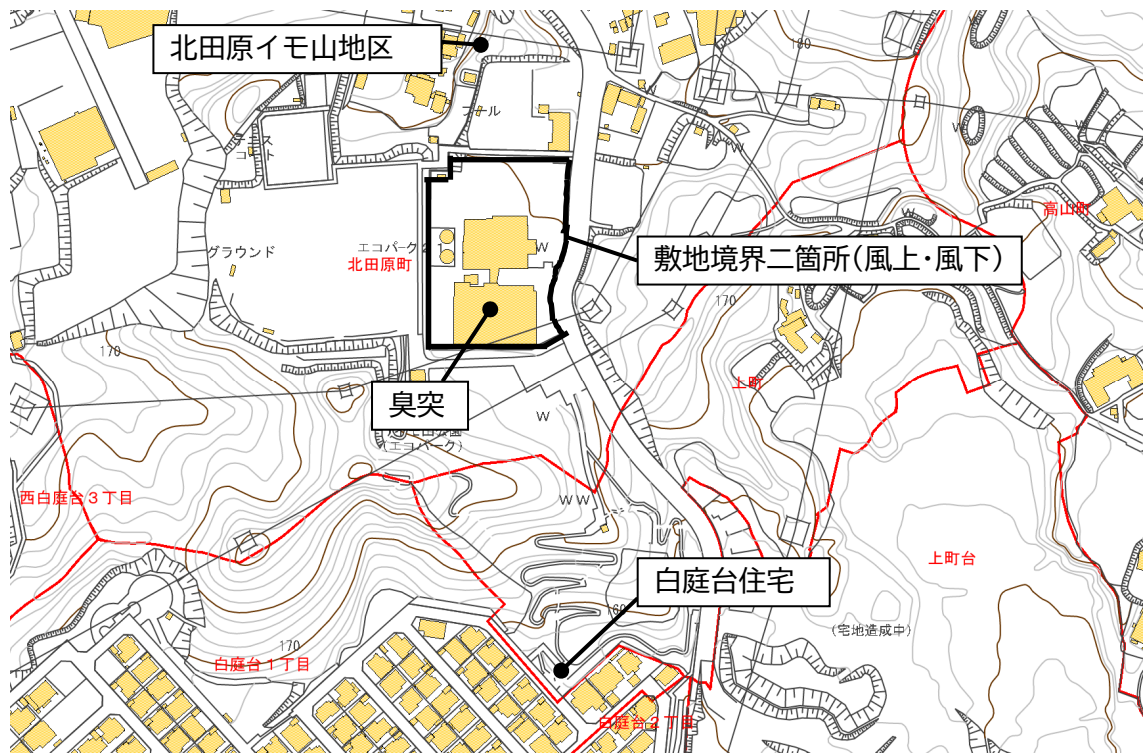
化合物の名称等		2次処理水 (1検体)	コンポスト (1検体)	脱水汚泥 (1検体)
		試料における定量下限	試料における定量下限	試料における定量下限
		(pg/L)	(pg/g)	(pg/g)
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	1,3,6,8-TeCDD	0.09	0.8	0.8
	1,3,7,9-TeCDD	0.09	0.8	0.8
	2,3,7,8-TeCDD	0.09	0.8	0.8
	TeCDDs	0.09	0.8	0.8
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.09	0.8	0.8
	PeCDDS	0.09	0.8	0.8
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.2	2	2
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.2	2	2
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.2	2	2
	HxCDDs	0.2	2	2
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.2	2	2
	HpCDDs	0.2	2	2
	OCDD	0.5	4	4
	Total PCDDs	—	—	—
ポリ塩化ジベンゾフラン	1,2,7,8-TeCDF	0.09	0.8	0.8
	2,3,7,8-TeCDF	0.09	0.8	0.8
	TeCDFs	0.09	0.8	0.8
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.09	0.8	0.8
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.09	0.8	0.8
	PeCDFs	0.09	0.8	0.8
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.2	2	2
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.2	2	2
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.2	2	2
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.2	2	2
	HxCDFs	0.2	2	2
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.2	2	2
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.2	2	2
	HpCDFs	0.2	2	2
OCDF	0.5	4	4	
Total PCDFs	—	—	—	
Total(PCDDs+PCDFs)		—	—	—
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB #81	0.2	2	2
	3,3',4,4'-TeCB #77	0.2	2	2
	3,3',4,4',5'-PeCB #126	0.2	2	2
	3,3',4,4',5,5'-HxCB #169	0.2	2	2
	Totalノオルト体	—	—	—
	2',3,4,4',5'-PeCB #123	0.2	2	2
	2,3',4,4',5'-PeCB #118	0.2	2	2
	2,3,3',4,4'-PeCB #105	0.2	2	2
	2,3,4,4',5'-PeCB #114	0.2	2	2
	2,3',4,4',5,5'-HxCB #167	0.2	2	2
	2,3,3',4,4',5'-HxCB #156	0.2	2	2
2,3,3',4,4',5'-HxCB #157	0.2	2	2	
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB #189	0.2	2	2	
Totalノオルト体	—	—	—	
TotalコプラナーPCB		—	—	—
Totalダイオキシン類		—	—	—

分析方法

・2次処理水 : JIS K 0312

・コンポスト及び脱水汚泥 : 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成12年 環境庁)

エコパーク 21 水質分析等検査業務  
悪臭測定箇所



エコパーク 21 水質分析等検査業務  
騒音振動測定箇所

